船舶事故調査報告書

令和８年９月１６日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和８年３月３０日　０５時００分頃
発生場所	三重県南伊勢町贄浦漁港南東方沖 贄浦港西防波堤灯台から真方位１０８°１．２４海里（M）付近 （概位　北緯３４°１６．１′　東経１３６°３４．８′）
事故の概要	漁船８８開洋丸は、航行中、岩場に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和８年４月９日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船　８８開洋丸、１７トン ＭＥ２－６０１９（漁船登録番号）、開洋漁業有限会社 第２９１－４３５８５号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型
負傷者	なし
損傷	船首部船底に破口
気象・海象	気象：天気　晴れ、風向　北東、風力　２、視界　良好 海象：うねり　波向南、波高約１．０m、潮汐　高潮時 日出時刻：０５時４４分頃
事故の経過	本船（中型まき網漁に従事する灯船）は、船長ほか１人が乗り組み、熊野灘の漁場での操業を終えて贄浦漁港に向け、帰航を開始した。 船長は、操舵室の舵輪船尾側の椅子に腰を掛けて単独で操船に当たり、自動操舵によって約１５ノットの対地速力で本船を北北東進させていた。本操業前日、船長は、ふだんと同様に約６時間の睡眠をとっていたので、眠気を感じていなかったが、約１２時間の操業の後であったので乗組員は休ませていた。 船長は、これまで帰航中の操船中に居眠りをしたことがなかったが、贄浦漁港南東方沖で周囲に他船を見掛けなかったので、操船への集中力が低下する状況に陥り、その後、椅子に腰を掛けた姿勢を続け、いつしか居眠りを始めた。 船長は、ふだん贄浦漁港南南東方沖で同港口が左舷船首４５°～５０°に見える場所を変針予定場所としていた。 本船は、変針予定場所を通過して北北東進を続け、贄浦漁港南東方沖の岩場（以下「本件岩場」という。）に乗り揚げた。 （図１　参照）

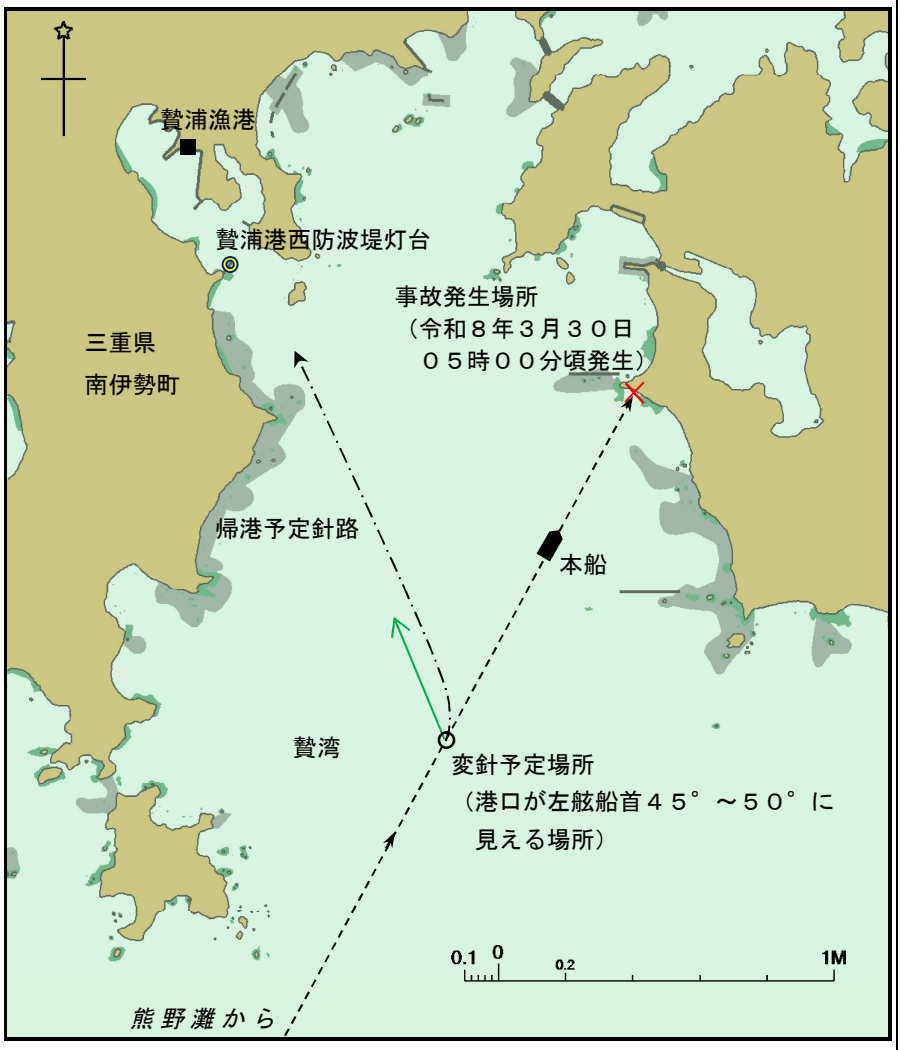

図１　事故発生経過概略図

船長は、贄浦漁港南南西方沖で本船を北北東進させていた記憶があったが、その後、本事故の約２０分前から本事故までの記憶がなかった。

船長は、漁業無線で本事故の発生を僚船の船長に連絡し、僚船の船長に１１８番通報を依頼した。

本船は、サルベージ会社の船舶によって引き出され、その後南伊勢町奈屋浦漁港まで曳航された。

分析

(1)　船長は、次のことから、帰航中に居眠りしたものと考えられる。

①　周囲に他船を見掛けず、操船への集中力が低下した。

②　自動操舵で椅子に腰を掛けて同じ姿勢を続けた。

(2)　船長は、次のことから、単独で航海当直についたものと考えられる。

①　今まで操船中に居眠りしたことがなかった。

②　操業時間が長く、乗組員を休ませようと思った。

(3)　(1)及び(2)から、本船は、船長が居眠りしたまま、本件岩場に

	乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、操業を終えて自動操舵で帰航中、船長が操船への集中力が低下して居眠りしたため、本件岩場に乗り揚げたものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・船長は、航海当直中、同じ姿勢で操船を続けることなく、体を時々動かしたり、外気に当たったり、カフェイン入り飲料等を飲んだりするなどして、居眠り運航の防止措置を採ること。 ・船長は、航海当直中、眠気を感じた場合は、無理に操船を継続せず、周囲の安全が確認できる場所で船を停船させて仮眠等の休息をとったり、乗組員に当直を交代したりする措置を採ること。 ・船長は、乗揚等の事故を起こした際、正確な状況説明、早期の救助要請、被害の拡大防止等の観点から、可能な限り本人が１１８番通報すること。 ・複数の乗組員を配乗する船舶は、操縦者のほかに見張り員を配置するなどの当直体制を採ることが望ましい。 ・船長及び船舶所有者は、航海当直船員の居眠り等による事故の状況に鑑み、法令適用外の船舶であっても、船橋航海当直警報装置を設置することが望ましい。